

# 佐賀県高等学校教職員組合規約

- 1954. 4. 1 佐高教組結成大会にて本定款決定
- 1954. 7. 6 職員団体として登録(人委第 172 号文書)登録番号人委第 5 号
- 1955. 2. 6 第 2 回臨時大会にて一部改正(22 条、26 条)
- 1956. 2. 19 第 4 回臨時大会にて一部改正(45 条、46 条)
- 1956. 6. 10 第 5 回定期大会にて一部修正(9 条、12 条、15 条、30 条)
- 1957. 2. 24 第 6 回臨時大会にて一部修正(15 条)
- 1963. 6. 5 法人登記(佐賀地方法務局)
- 1963. 6. 30 第 20 回定期大会にて一部改正(15 条、22 条)
- 1968. 2. 24 第 32 回臨時大会にて一部改正(13 条、44 条の 2)
- 1968. 6. 16 第 33 回定期大会にて一部改正(9 条、12 条、13 条、15 条、22 条、29 条、また、定款を規約と変更)
- 1971. 2. 20 第 41 回臨時大会にて一部改正(30 条)
- 1972. 6. 28 第 44 回定期大会にて一部改正(9 条)
- 1973. 6. 20 第 46 回定期大会にて一部改正(9 条)
- 1974. 2. 6 第 47 回特別大会にて一部改正(15 条)
- 1975. 7. 2 第 50 回定期大会にて一部改正(7 条、9 条、13 条、22 条、44 条の 2)
- 1976. 5. 19 第 52 回臨時大会にて一部改正(30 条の 2)
- 1978. 3. 29 第 418 回中央委員会にて一部改正(3 条)
- 1981. 6. 14 第 63 回定期大会にて一部改正(9 条、12 条、15 条、30 条)
- 1983. 6. 19 第 67 回定期大会にて一部改正(13 条、15 条)
- 1988. 3. 5 第 76 回特別大会にて一部改正(12 条、15 条)
- 1995. 3. 5 第 90 回特別大会にて一部改正(9 条、12 条、15 条)
- 1997. 3. 2 第 95 回特別大会にて一部改正(9 条、12 条、15 条)
- 1998. 3. 1 第 97 回特別大会にて一部改正(9 条、12 条、15 条)
- 2007. 6. 23 第 114 回定期大会にて一部改正(7 条)
- 2010. 6. 19 第 117 回定期大会にて一部改正(14 条の 1、15 条の 2、22 条、26 条)
- 2013. 6. 22 第 120 回定期大会にて一部改正(9 条の 1、22 条の 1)
- 2014. 6. 14 第 121 回定期大会にて一部改正(12 条の 3、15 条の 3)
- 2017. 6. 10 第 124 回定期大会にて一部改正(2 条、9 条、30 条、44 条の 2)

## 第一章 総 則

(名 称)

第1条 この組合は、佐賀県高等学校教職員組合（略称佐高教組）という。

(法 人)

第2条 この組合は、地方公務員法第52条、53条の規定による法人とする。

(事務所)

第3条 この組合は、事務所を佐賀市高木瀬町大字東高木 227 番地の 1 佐賀県教育会館内におく。

(目 的)

第4条 この組合は、組合員の経済的、社会的、政治的地位の向上を図り、教育及び研究の民主化につとめ、平和的文化国家の建設を期することを目的とする。

(事 業)

第5条 この組合は、前項の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 組合員の待遇及び労働条件の維持改善に関すること。
2. 組合員の福利、厚生に関すること。
3. 教育行政及び学校運営並びに学術研究の民主化に関すること。
4. 教育内容の民主化に関すること。
5. 組合員の文化教養に関すること。
6. 他の諸団体との連絡提携に関すること。
7. その他、この組合の目的達成に必要なこと。

(組合員の平等)

第6条 この組合の組合員は、いかなる場合においても人種、宗教、信条、性別、門地、身分または地位によって差別されることなく規約のもとに平等である。

## 第二章 組 織

(範 囲)

第7条 この組合は、佐賀県の公立学校に勤務する職員並びに非在籍専従役員をもって組織する。

(分 会)

第8条 この組合は、各学校ごとに分会をおく。

(専門部)

第9条 この組合には、障害児教育部、定通部、女性部、青年部、壮年部、事務職員部、現業職員部、実習教員部、養護教員部、臨時教職員部をおく。

- 2 前項各項の細則は別に定める。

## 第三章 機 関

(機関の種類)

第10条 この組合は、次の機関をおく。

1. 大 会
2. 中央委員会
3. 執行委員会

(大 会)

第 11 条 大会は、この組合の最高決議機関であって、毎年 1 回これを開く。

- 2 臨時大会は、中央委員会が必要と認めたとき、または、3 分の 1 以上の組合員の要求があったとき、執行委員長がこれを召集する。
- 3 すべての大会は、会期の 1 週間前に通知する。

(大会の構成)

第 12 条 大会は代議員で構成する。

- 2 代議員は各分会ごとに組合員 15 名及び端数 8 名以上について 1 名の割合で選出する。
- 3 前項の規定にかかわらず、女性部、青年部、壮年部、事務職員部、現業職員部、実習教員部、養護教員部、定通部、栄養職員部、臨時教職員部は各 1 名の代議員をそれぞれ選出する。
- 4 前 2 項の代議員は、各分会または各部において、組合員の直接無記名投票によって選出する。

(大会の権限)

第 13 条 大会は次のことをきめる。

1. この組合の解散に伴うこと
  2. 規約、綱領、宣言、選挙規定、専従役員補償規定、救援規定の決定及び変更
  3. 在籍役員の選挙その他、在籍役員に関する事項
  4. 非在籍専従役員の選挙、その他非在籍役員に関する事項
  5. 組合の事業
  6. 中央委員会及び執行委員会の解散
  7. 予算の決定、決算の承認及び規定の組合費以外の組合員の負担金の承認
  8. 懲 罰
  9. 他団体への加入脱退
  10. その他、この組合の目的達成に必要なこと
- 2 第 1 項第 1 号から第 3 号まで、及び第 8 号と第 9 号については組合員の直接無記名投票（以下「全員投票」という）による 3 分の 2 以上の賛成がなければこれを決めることができない。
  - 3 第 1 項の第 4 号については、全員投票の過半数の賛成がなければ、これを決めることができない。
  - 4 2 項、3 項のほか第 1 項の事項については緊急の場合に限り中央委員会の決議に基づいて全員投票による 3 分の 2 以上の賛成をもってこれを決めることができる。
  - 5 ただし第 1 項の第 2 号について、内容が軽微な修正にとどまり、かつ、代議員の 3 分の 2 以上の賛成がある場合に限り、全員投票を省いて修正を決定する事ができる。

(中央委員会)

第 14 条 中央委員会は、大会に次ぐ決議機関であり、原則として 2 ヶ月に 1 回これを開く。

- 2 臨時中央委員会は、執行委員会が必要と認めたときまたは 3 分の 1 以上の中央委員の要求があったとき執行委員長がこれを召集する。
- 3 すべて中央委員会は会期の 1 週間前に通知する。

(中央委員会の構成)

第 15 条 中央委員会は中央委員で構成する。

- 2 中央委員は、各分会 2 名を選出する。ただし、組合員が 10 名以下の分会においては 1 名選出することができる。なお、佐北通信制は独立分会的な扱いとし、前記の中央委員とは別に 1 名の中央委員を選出する。
- 3 前項の規定にかかわらず、女性部、青年部、壮年部、事務職員部、現業職員部、実習教員部、定通部及び臨時教職員部は各 1 名の中央委員を選出する。
- 4 前 2 項の中央委員は、分会または各部において、組合員の直接無記名投票によって選出する。

(中央委員会の権限)

第 16 条 中央委員会は次のことを決める。

1. 大会より委任されたこと
2. 大会に提出する議案の検討
3. 規約についての疑義の決定
4. 規約の実施に必要な諸規定の制定改廃
5. 暫定予算の決定、予備支出の承認及び寄付の受理
6. 闘争組織の編成及び解散
7. 他の諸団体との連絡提携
8. 懲戒及び救援
9. 緊急事項の処理、この場合は次期大会の承認を受けなければならない。
10. 執行委員会で決定した緊急事項の処理についての承認
11. その他必要なこと

(執行委員会)

第 17 条 執行委員会は、正副執行委員長、書記長、書記次長及びその他の執行委員をもって構成する。

1. 決議機関から与えられた事項の執行
  2. 大会及び中央委員会に提出する議案の作成
  3. 緊急事項の処理、ただし、この場合は次期中央委員会の承認を受けなければならない。
- 2 監査委員、専門委員、その他執行委員会が特に必要と認めた者は執行委員会に出席して発言することができる。

(書記局)

第 18 条 執行委員会は業務処理のため書記局をおく。

- 2 書記局の規定は別にこれを定める。

## 第四章 会 議

(議 長)

第 19 条 大会の議長団は 2 名とし、その都度その構成員の中から選出する。

2 中央委員会の議長は、その都度その構成員の中から選出する。

(会議成立)

第 20 条 この場合の会議は、構成員の 3 分の 2 以上の出席で成立し、議決は出席者の過半数をもってきめ、可否同数のときは議長がこれをきめる。

(会議の運営)

第 21 条 この組合の会議は原則として公開する。ただし、出席者の過半数の賛成があれば秘密会議とすることができる。

2 議長は過半数の賛成を得て傍聴者の発言を許可することができる。ただし 36 条の規定の適用を妨げない。

3 会議の記録は、議長の指名した議事録署名委員 2 名の連署のあと、執行委員会において保管し、組合員の要求があれば何時でもこれを閲覧させなければならない。

## 第五章 役 員

(役 員)

第 22 条 この組合に次の役員をおく。

1. 執行委員長 1 名
2. 副執行委員長 1 名
3. 書記長 1 名
4. 書記次長 1 名
5. 執行委員 若干名
6. 監査委員 2 名

2 前項第 1 号より第 5 号までの役員は地方公務員法第 53 条第 2 項第 5 号の理事とする。

3 組合業務に専ら従事するものは、前項第 1 号から第 5 号まで役員の中から執行委員会で決め、中央委員会の承認を受けなければならない。

4 上部団体または加盟団体の専従役員に選出された組合員はその期間中第 1 項第 5 号の役員とする。ただし、議決権はない。

5 非在籍専従役員は若干とする。

(専門委員)

第 23 条 前条のほか、必要がある場合、専門委員をおくことができる。専門委員会は執行委員会の諮問に応じる。

2 専門委員は、組合員の中から執行委員会が推薦し、中央委員会がこれを承認する。専門委員については、原則として役員に関する規定を準用する。ただし、関係事項終了と共に解任する。

(兼任の禁止)

第 24 条 この組合の役員は、中央委員、代議員その他分会の役員を兼ねる事はできない。

(役員を選出)

第 25 条 役員を選出は、すべて全員投票による。

2 役員選挙規定は別に定める。

(役員職務)

第 26 条 執行委員長は、この組合を代表し、業務を統轄する。

2 副執行委員長は、執行委員長を補佐し、執行委員長に事故あるときこれを代理する。

3 書記長は、正副執行委員長を補佐して書記局を統轄し、その事務を処理する。

4 書記次長は、書記長を補佐し、書記長に事故あるときはこれを代行する。

5 執行委員は、業務を遂行する。

6 監査委員は、毎年 2 回以上会計事務及び業務執行の監査を行い、必要に応じて各種機関に報告する。

7 監査委員は、各機関の信任または不信任、役員懲罰及び召還並びに分会または組合員の懲罰を請求することができる。

8 監査委員は、他の役員を兼ねることができない。

(役員任期)

第 27 条 この組合の役員任期は、すべて 1 年とする。ただし、再任してもさしつかえない。

2 欠員の補充で就任したものの任期は、前任者の残りの期間とする。

3 役員は、任期満了後、または中途退任後も後任者に引継ぎを終えるまではその任務を遂行しなければならない。

(役員義務)

第 28 条 この組合の役員及び外部に派遣した代表は、決議機関の議決に従って行動し、かつ必要な機関に報告する義務を負う。

(役員身分保障)

第 29 条 役員は以下の各号の 1 に該当する場合のほかは、任期の途中において辞任することを許されずまた、解任されないことがない。

1. 除名

2. 自己の意志による脱退

3. 権利停止の処分を受け、全員投票によって解任されたとき。

4. 大会もしくは、全員投票による信任案の否決または不信任案の可決

5. 大会もしくは、全員投票による召還

6. 大会における執行委員会解散の決議

7. 疾病その他やむを得ない事由により任務を継続し難いことを本人が申し出て大会の承認を受けたとき。

## 第六章 会計

(経費)

第 30 条 この組合の経費は、組合費、寄附金および、その他の収入をもってこれにあてる。

- 2 組合費(定例発行の機関紙購読料を含む)は、組合員1人につき月額100円と本俸の1,000分の13とを合算した額とする。ただし、全教組合費は別枠とする。
- 3 出向者(公的機関)の組合費は、組合員1人につき月額1,500円とする。
- 4 無給者からは組合費を徴収しない。
- 5 臨時教職員の組合費は、組合員1人につき月額1,500円とする。ただし、臨時教職員共済費を含む。
- 6 一時的な経済的理由で組合費を納めることができない場合、執行委員会の審議を経て猶予を認める。猶予期間は申請の期間とし、猶予後の支払い方法は協議の上決定する。
- 7 寄付金を受理するには中央委員会の承認を受けなければならない。

(組合納入金の不返戻)

第31条 この組合への納入金は、いかなる場合でも返戻しない。

(会計報告)

第32条 この会計報告は、監査委員の監査を経て、その監査報告と共に毎年1回以上組合員に公表しなければならない。

(会計帳簿の公開)

第33条 この組合の会計簿は、組合員の要求があれば随時、これを公開しなければならない。

第34条 この組合の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(会計規定)

第35条 前5条の外会計に関する規定は別にこれを定める。

## 第七章 組合員の権利及び義務

(組合員の権利)

第36条 この組合の組合員は次の権利をもつ。

1. 組合のすべての活動に参加し、あらゆる利益を公平にうけること。
2. 組合のあらゆる会合を傍聴して発言すること。
3. 役員として、立候補すること及び役員を召還すること。
4. 業務または会計監査を要求し、記録帳簿を閲覧すること。

(組合員の義務)

第37条 この組合員は、次の義務を負う。

1. この組合の規約及びこの組合の意思として決定されたことに服従し、組合の正常な発展に協力すること。
2. 組合費、その他の負担金を定められた時期に支出すること。
3. この組合の組合員が組合に対して損害を与えた場合は賠償の責に任じる。

## 第八章 加入、脱退、統制及び救援

(加入)

第38条 この組合に加入しようとする者は、文書をもって分会を経て中央委員会に届け出て、その承認を受けなければならない。

(脱退)

第 39 条 この組合を脱退しようとする者は組合費、その他一切の義務を履行した後、理由を記した脱退届を、分会を経て中央委員会に届け出て、その承認を受けなければならない。

(資格の喪失)

第 40 条 この組合の組合員は次の事項に該当する場合はその資格を失い、本人の意志に反して免職された者は苦情が解明するまでは組合員とする。

1. 死 亡
2. 除 名
3. 脱 退

(懲 罰)

第 41 条 この組合の役員及び組合員が、次の事項に該当すると認めるときは決議機関は懲罰することができる。

1. この組合の規約に違反したとき。
2. この組合の統制を乱したとき。
3. この組合の名誉及び利益を棄損したとき。

(懲罰の種類)

第 42 条 前条各号に該当するとき、次の処置に附する。

1. 戒 告
2. 権利の停止
3. 役員の罷免
4. 除 名

(懲罰の手続)

第 43 条 前条第 2 号ないし第 4 号の懲罰は、大会の議決及び全員投票により、第 1 号の懲罰は中央委員会の議決による。

- 2 その他、懲罰の手続については別に定める。

(救 援)

第 44 条 この組合の運動のため、損害を受けた組合員に対しては救援することができる。

- 2 救援については別に定める。

(専従役員補償)

第 44 条の 2 地方公務員法第 59 条の 2 および附則の 20 により役員として組合業務に専ら従事する在籍専従役員並びに非在籍専従役員に対しては、その損害を補償することができる。

- 2 補償については、別に定める。
- 3 第 1 項、第 2 項の規定は組合員であることに限り、途中脱退者には適用されない。

(その他)

第 45 条 この組合の規約の実施に必要な諸規定等は別に設ける。

第 46 条 この組合出身にして公職にあるものについては組合員に準ずる取扱いをなす。

## 附 則

この規約は、2017 年 6 月 10 日から施行する。